

●第70回広島市都市計画審議会（令和5年11月29日開催）

議題	名称等	議案の内容
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）生産緑地地区の変更について〔広島市決定〕	生産緑地地区	生産緑地地区は、市街化区域内の農地の計画的な保全を図るため、生産緑地法に基づき、500㎡以上の規模で、農業の継続が可能な条件を備えている区域を都市計画の地域地区として定めるものである。 今回、都市計画協力団体から、生産緑地地区の追加指定を希望する農家の意向を踏まえた都市計画の提案が提出され、指定要件等と照合して適当と判断されるため、当該提案に基づき、生産緑地地区を変更する。
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更について〔広島市決定〕	瀬野四丁目地区	当該地区は、市街化調整区域内における地区計画であり、「広島市市街化調整区域における地区計画の運用基準」に基づき、市街化調整区域での新規開発を行う場合、地区計画の区域のうち土砂災害警戒区域に指定されている区域においては、老人福祉センター等の建築を制限すべきところ、現行の地区計画では、そのための措置が欠落していることから、これを訂正するため地区計画の変更を行う。
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更について〔広島市決定〕	西風新都石内湯戸地区	当該地区は、市街化調整区域内における地区計画であり、「広島市市街化調整区域における地区計画の運用基準」に基づき、市街化調整区域での新規開発を行う場合、地区計画の区域のうち土砂災害警戒区域に指定されている区域においては、老人福祉センター等の建築を制限すべきところ、現行の地区計画では、そのための措置が欠落していることから、これを訂正するため地区計画の変更を行う。